



平成 25 年第三回練馬区議会定例会が閉会

と き 10月16日(水) 本会議 午後2時31分～4時5分

ところ 練馬区議会(練馬区豊玉北6-12-1)

9月6日に開会した平成25年第三回練馬区議会定例会は10月16日午後2時から本会議を開き、「平成24年度練馬区一般会計歳入歳出決算」「練馬区介護保険条例の一部を改正する条例」「平成25年度練馬区一般会計補正予算」など区長提出28議案と、「地方税収格差問題への対応に関する意見書」の委員会提出議案を原案どおり可決し、午後4時5分に閉会した。

この日可決された議案の内訳は、添付の資料のとおり。

【添付資料】 議決件名一覧表
意見書

【問い合わせ】 議会事務局 電話 03-5984-4732

平成25年第三回練馬区議会定例会議決件名一覧表

平成25年10月16日

議 決 議 案

- | | | |
|----|--|---------------|
| 1 | 議案第90号 平成24年度練馬区一般会計歳入歳出決算 | (原案通り認定) |
| 2 | 議案第91号 平成24年度練馬区国民健康保険事業会計歳入歳出決算 | (原案通り認定) |
| 3 | 議案第92号 平成24年度練馬区介護保険会計歳入歳出決算 | (原案通り認定) |
| 4 | 議案第93号 平成24年度練馬区後期高齢者医療会計歳入歳出決算 | (原案通り認定) |
| 5 | 議案第94号 平成24年度練馬区公共駐車場会計歳入歳出決算 | (原案通り認定) |
| 6 | 議案第95号 練馬区立区民農園条例の一部を改正する条例 | (原案通り可決確定) |
| 7 | 議案第96号 練馬区介護保険条例の一部を改正する条例 | (原案通り可決確定) |
| 8 | 議案第97号 練馬区立障害者自立支援施設条例の一部を改正する条例 | (原案通り可決確定) |
| 9 | 議案第98号 練馬区立都市公園条例の一部を改正する条例 | (原案通り可決確定) |
| 10 | 議案第99号 練馬区立学童クラブ条例の一部を改正する条例 | (原案通り可決確定) |
| 11 | 議案第100号 特別区道路線の認定について (向山二丁目) | (原案通り可決確定) |
| 12 | 議案第101号 特別区道路線の認定について (高松二丁目) | (原案通り可決確定) |
| 13 | 議案第102号 特別区道路線の認定について (桜台六丁目) | (原案通り可決確定) |
| 14 | 議案第103号 特別区道路線の認定について (石神井町一丁目) | (原案通り可決確定) |
| 15 | 議案第104号 特別区道路線の認定について (石神井町二丁目ほか) | (原案通り可決確定) |
| 16 | 議案第105号 特別区道路線の認定について (石神井町二丁目) | (原案通り可決確定) |
| 17 | 議案第106号 特別区道路線の認定について (石神井町四丁目) | (原案通り可決確定) |
| 18 | 議案第107号 特別区道路線の認定について (関町東一丁目) | (原案通り可決確定) |
| 19 | 議案第108号 特別区道路線の認定について (大泉町四丁目) | (原案通り可決確定) |
| 20 | 議案第109号 特別区道路線の認定について (西大泉一丁目) | (原案通り可決確定) |
| 21 | 議案第110号 仮称練馬区立学校教育支援センター等改修工事請負契約の一部変更について | (原案通り可決確定) |
| 22 | 議案第111号 仮称練馬区立学校教育支援センター等改修機械設備工事請負契約の一部変更について | (原案通り可決確定) |
| 23 | 議案第112号 練馬区立北町第二保育園・北町児童館ほか耐震補強および大規模改修工事請負契約の一部変更について | (原案通り可決確定) |
| 24 | 議案第113号 建物の買入れについて (仮称練馬区立産業振興会館等) の一部変更について | (原案通り可決確定) |
| 25 | 議案第114号 平成25年度練馬区一般会計補正予算 | (原案通り認定) |
| 26 | 議案第115号 平成25年度練馬区介護保険会計補正予算 | (原案通り認定) |
| 27 | 選任第3号 練馬区教育委員会委員任命の同意について | (選任に同意) |
| 28 | 選任第4号 練馬区監査委員選任の同意について | (選任に同意) |
| 29 | 委員会提出議案第2号 地方税収格差問題への対応に関する意見書 | (原案通り可決確定) |
| 30 | 陳情第25号 「子ども・子育て新システム」保育制度大改革案の再検討について | (取下げを了承すべきもの) |

地方税収格差問題への対応に関する意見書

現在、国においては、「社会保障・税一体改革」の一環として、地方法人課税のあり方を見直すことにより、税源の偏在を是正する方策を講ずるとして検討を進めている。具体的内容としては、東京をはじめとする都市部の税源である法人住民税を地方税偏在の是正手段として用いようとするものであると仄聞している。

これらの検討は、東京が富裕であるという一方的な見方に基づき、本来、国の責任で解決すべき地方財源の確保の問題を地方間の税収格差の問題にすり替えるものであり、断じて容認することはできない。

もし仮に一方的な税制改正となれば、特別区は急速に進む高齢社会への対策や防災対策などをはじめとする膨大な大都市需要に対応できなくなるばかりでなく、大都市がかかえる諸課題に対応できず、甚大な影響をもたらすことになる。

また、法人住民税は景気の変動を受けやすい不安定な性格をもっていることから、現時点の好調な税収状況のみをとらえて、大都市部の税収を全国に再配分することは、特別区だけでなく、地方の将来に向けた財政運営にも支障をもたらすおそれがある。

よって、本区議会は、国会および政府に対し、今後の税制改革の議論において、地方自治体固有の地方税収を地方間の財政調整の財源とするのではなく、本来行われるべき国と地方の役割分担の見直しを通じた実質的な権限と税源の移譲が図られるよう、強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年10月16日

練馬区議会議長 小泉 純二

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣

} あて